

○説明を要する議案（重要な議案）についての賛否判断

1. 利益相反のおそれがある議案

利益相反のおそれのある銘柄については、原則議決権行使ガイドラインに基づいて議決権行使を判断しておりますが、当ガイドラインにて判断することが困難である議案については、議決権行使助言会社からの当社の議決権行使ガイドラインに基づく助言に従い行使することで、判断を歪めることなく一貫した対応を行っております。

2. その他の銘柄

①5998：アドバネクス（株主総会開催日：2020年9月24日）

アドバネクスについては、2018年定時株主総会の修正動議において創業家会長（当時）が取締役を解任されたことを背景に、創業家会長が会社側に対し修正動議の取り消し等を求め訴訟を提起。同社に対する議決権行使については、修正動議のプロセスに不備があったと認める一方、遡及した地位回復までは認められなかった控訴審の判決をどのように判断すべきかが重要であると考えました。

具体的には、控訴審の結果が現取締役会メンバーの変更となるものではなかったことから、取締役選任議案については創業家会長の解任に係る訴訟等を判断材料とはすべきでなく、ガイドラインに則って会社提案および株主提案、双方の取締役選任議案を判断すべきと考えました。会社提案の取締役選任議案においては、ガイドライン通り全候補者の議案に賛成しました。また、株主提案の取締役選任議案においては、同社の取締役の定員上限が限られる中、現取締役会メンバーを積極的に刷新すべき理由に乏しいこと等から全候補者の議案について反対しました。

以上